

令和元年度（2019年度）第2回

北海道公衆浴場入浴料金審議会

開催日時 令和元年（2019年）8月9日（金）13時30分から

開催場所 北海道庁本庁舎地下1階 危機管理センターB

北海道保健福祉部

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告
小委員会審議結果について
- 4 協議
答申内容について
- 5 その他
- 6 閉会

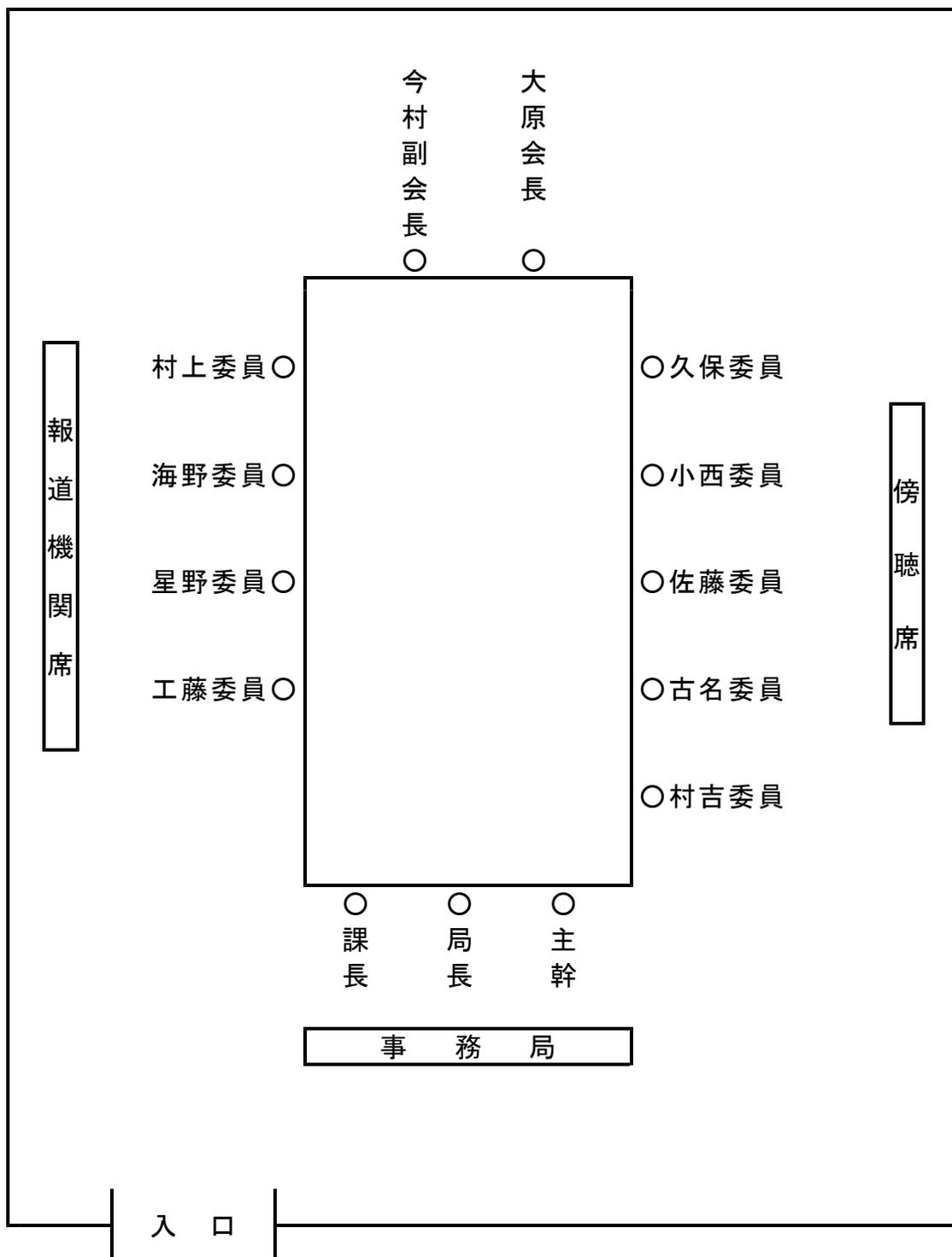
【配付資料】

- 資料 1 試算比較表
- 資料 2 公衆浴場入浴料金収入の試算
- 資料 3 北海道入浴料金の推移
- 資料 4 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律
- 答申書（案）

北海道公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

区分	所 属	職	氏 名	備考
学識経験のある者	北 星 学 園 大 学	教 授	大原 昌明	会 長
	北 海 学 園 大 学	教 授	今村 聡	副会長
	北 海 道 大 学 大 学 院	准 教 授	久保 淳司	
	北 海 学 園 大 学	教 授	村上 愛	
公衆浴場の利用者を代表する者	連 合 北 海 道	総合政策局次長	海野 淳	
	(一社) 北海道消費者協会	監 事	奈良 初枝	
	(公社) 札幌消費者協会	理 事	星野 武治	
	北海道女性団体連絡協議会	常 任 理 事	工藤 多希子	
公衆浴場経営者を代表する者	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	小西 廣幸	
	同 上	副 理 事 長	佐藤 敏光	
	同 上	常 務 理 事	古名 町子	
	同 上	理 事	村吉 哲	

令和元年度（2019年度）第2回北海道公衆浴場入浴料金審議会座席表



試算比較表

(単位：円)

事項 項目		令和元年度（2019年度）審議会試算					平成26年度審議会試算							
		実態調査 結果 (令和元年5月)	推定	備考										
収入	浴料金	1,031,958	資料2-④	項目	1日平均	営業	入浴	収入	1,062,308	項目	1日平均	営業	入浴	収入
	区分			入浴客数	日数	料金	金額	区分		入浴客数	日数	料金	金額	
				大人	89.6	26	※	-		大人	92.0	26	440	1,052,480
				中人	2.0	26	※	-		中人	2.1	26	140	7,644
				小人	1.3	26	※	-		小人	1.2	26	70	2,184
				計	92.9			資料2-④		計	95.3			1,062,308
					※資料2-①～③									
益	営業外 収入	55,212	55,212	実態調査額						65,107	実態調査額+2,584円(経営努力)			
	収益 合計	1,087,170	資料2-⑤							1,127,415				
営業 費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)			389,598			前審議会基準額(据え置き)			
		従業員	207,995	211,739	実態調査額×R1賃上げ率			239,271			実態調査額×H26賃上げ率			
	用水費	上水道料	9,270	9,489	実態調査額×(1+平均上昇率:0.5%)×消費税加算分			10,758			実態調査額×(1+平均上昇率:0.6%)×消費税加算分			
		下水道料	7,074	7,205	実態調査額×消費税加算分			5,730			実態調査額×消費税加算分			
	燃料費	135,774	140,117	○重油、灯油：実態調査使用量×R1平均単価(3ヶ月)×消費税加算分 ○ガス、廃油、廃材、その他：実態調査額×消費税加算分			144,703			○重油、灯油：実態調査使用量×H26平均単価(3ヶ月) ○ガス、廃油、廃材：実態調査額×消費税加算分				
	光熱費	79,352	82,621	(実態調査額+燃料費調整額)×消費税加算分			65,319			(実態調査額+燃料費調整額)×消費税加算分×経営努力				
	消耗品費	17,833	18,029	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)			17,564			実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.2%)×消費税加算分×経営努力				
	修繕料	21,379	21,614	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)			17,872			実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.2%)×消費税加算分×経営努力				
	借損料	10,310	10,310	実態調査額			8,600			実態調査額				
	備品費	4,247	4,294	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)			3,894			実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.2%)×消費税加算分×経営努力				
	保険料等	7,025	7,025	実態調査額			5,962			実態調査額				
	旅費及び交通費	810	825	実態調査額×消費税加算分			547			実態調査額×消費税加算分×経営努力				
	会費及び交際費	14,765	14,765	実態調査額			13,378			実態調査額×経営努力				
	減価償却費	69,330	69,330	実態調査額			63,423			実態調査額				
用	公租公課	39,437	資料2-⑥	○消費税以外：実態調査額 [12,956円] ○消費税：入浴料金収入に係る消費税相当額×課税事業者割合			35,773			○消費税以外：実態調査額 [17,320円] ○消費税：入浴料金収入に係る消費税相当額×課税事業者割合				
	支払利子	9,810	9,810	実態調査額			9,344			実態調査額				
	その他諸経費	35,283	35,671	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)			34,115			実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.2%)×消費税加算分×経営努力				
	計	1,059,292	資料2-⑦				1,065,851							
	資本報酬	44,304	40,029	自己資本×10%			44,304			自己資本×10%				
	建物再調達費	17,260	15,955	建物評価額×5%			17,260			建物評価額×5%				
	費用合計	1,120,856	資料2-⑧				1,127,415							
	収支差	-33,686	資料2-⑨				0							

公衆浴場入浴料金収入の試算(1日平均入浴客数ベース)

○1日平均入浴客数(R1)

大人	89.6 人/日
中人	2.0 人/日
小人	1.3 人/日

(営業日数/月=26日)

区分	収 益					支 出			⑨ 収支差 (⑧-⑤)		
	① 大人	② 中人	③ 小人	④ 入浴料金収入 (各料金×各客数)	改定による 収入増加額	⑤ 収益合計 (④+営業外収入)	⑥ 公租公課	⑦ 営業費用計		⑧ 費用合計 (⑦+資本報酬等)	
試	1	450	140	70	1,057,966	23,296	1,113,178	30,845	1,063,287	1,119,271	-6,093
	2	450	150	70	1,058,486	23,816	1,113,698	30,854	1,063,296	1,119,280	-5,582
	3	450	150	80	1,058,824	24,154	1,114,036	30,860	1,063,302	1,119,286	-5,250
	4	450	160	70	1,059,006	24,336	1,114,218	30,863	1,063,305	1,119,289	-5,071
	5	450	160	80	1,059,344	24,674	1,114,556	30,869	1,063,311	1,119,295	-4,739
	6	450	160	90	1,059,682	25,012	1,114,894	30,874	1,063,316	1,119,300	-4,406
	7	450	170	70	1,059,526	24,856	1,114,738	30,872	1,063,314	1,119,298	-4,560
	8	450	170	80	1,059,864	25,194	1,115,076	30,877	1,063,319	1,119,303	-4,227
	9	450	170	90	1,060,202	25,532	1,115,414	30,883	1,063,325	1,119,309	-3,895
算	10	460	140	70	1,081,262	46,592	1,136,474	31,239	1,063,681	1,119,665	16,809
	11	460	150	70	1,081,782	47,112	1,136,994	31,248	1,063,690	1,119,674	17,320
	12	460	150	80	1,082,120	47,450	1,137,332	31,254	1,063,696	1,119,680	17,652
	13	460	160	70	1,082,302	47,632	1,137,514	31,257	1,063,699	1,119,683	17,831
	14	460	160	80	1,082,640	47,970	1,137,852	31,262	1,063,704	1,119,688	18,164
	15	460	160	90	1,082,978	48,308	1,138,190	31,268	1,063,710	1,119,694	18,496
	16	460	170	70	1,082,822	48,152	1,138,034	31,266	1,063,708	1,119,692	18,342
	17	460	170	80	1,083,160	48,490	1,138,372	31,271	1,063,713	1,119,697	18,675
	18	460	170	90	1,083,498	48,828	1,138,710	31,277	1,063,719	1,119,703	19,007
結	19	470	140	70	1,104,558	69,888	1,159,770	31,633	1,064,075	1,120,059	39,711
	20	470	150	70	1,105,078	70,408	1,160,290	31,642	1,064,084	1,120,068	40,222
	21	470	150	80	1,105,416	70,746	1,160,628	31,648	1,064,090	1,120,074	40,554
	22	470	160	70	1,105,598	70,928	1,160,810	31,651	1,064,093	1,120,077	40,733
	23	470	160	80	1,105,936	71,266	1,161,148	31,656	1,064,098	1,120,082	41,066
	24	470	160	90	1,106,274	71,604	1,161,486	31,662	1,064,104	1,120,088	41,398
	25	470	170	70	1,106,118	71,448	1,161,330	31,659	1,064,101	1,120,085	41,245
	26	470	170	80	1,106,456	71,786	1,161,668	31,665	1,064,107	1,120,091	41,577
	27	470	170	90	1,106,794	72,124	1,162,006	31,671	1,064,113	1,120,097	41,909
果											

北海道入浴料金の推移

(単位: 円、小数点以下: 銭)

改定年月日	大人	中人	小人	婦人洗髪料	乳幼児	備考
昭和 4. 6. 10	0.05		0.03			大人: 15歳以上 小人: 14歳以下
13. 5. 1	0.06		0.04		0.03	
13. 11. 11	0.06		0.03			
15. 6. 1	0.06(0.07)	0.03(0.04)	0.02(0.03)			()は市部
19. 2. 2	0.08	0.03	0.03	0.10		
19. 12. 8	0.10		0.05	0.15		
20. 8. 3	0.12		0.07	0.20		
20. 12. 10	0.40		0.25	0.50		
21. 4. 7	0.60		0.50	0.80		
21. 12. 21	1.00		0.80	1.50		
22. 3. 14	1.50		1.00	2.00		
22. 7. 9	3		1	1		
22. 10. 1	4		2	3		
23. 3. 17	5		3	5		
23. 7. 29	10	8	5	10		
23. 12. 10	12	10	5	12		
24. 11. 1	13	10	6.50	12		
25. 5. 1	12	8	5	12		
26. 5. 1	13	10	6	12		
26. 12. 27	15	12	7	12		
27. 5. 1	14	12	7	12		
32. 10. 1	15	12	7	12		大人: 12歳以上 中人: 6~12歳 小人: 6歳未満
32. 12. 28	15	12	7	10		
33. 5. 1	16	13	7	10		
35. 7. 27	17	14	7	10		
37. 2. 26	19	15	8	10		
39. 1. 26	23	15	8	10		
41. 1. 8	28(36)	15(20)	8(10)	8(10)		()は離島
43. 4. 1	33(37)	17(19)	8(9)	5(6)		
45. 6. 20	33(48)	20(25)	10(13)	3(4)		
47. 4. 1	46(55)	20(25)	10(13)	0(0)		
48. 7. 27	62(80)	20(25)	10(13)	0(0)		
49. 1. 18	70(90)	25(35)	15(20)	0(0)		
49. 6. 16	90	45	20	0		離島料金廃止
50. 6. 10	115	60	30			
51. 6. 10	135	70	35			
52. 6. 15	155	80	40			
53. 6. 20	165	85	40			
54. 6. 28	180	95	45			
54. 11. 26	190	95	45			
55. 6. 9	220	100	50			
56. 6. 22	230	110	60			
57. 6. 15	240	120	60			
59. 8. 11	250	120	60			
61. 7. 25	260	120	60			
平成元. 9. 1	280	120	60			
3. 8. 1	300	140	70			
5. 8. 1	320	140	70			
7. 9. 1	340	140	70			
9. 8. 1	360	140	70			
13. 9. 1	370	140	70			
17. 10. 1	380	140	70			
18. 4. 15	390	140	70			
20. 8. 11	420	140	70			
26. 8. 11	440	140	70			

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

昭和 56・ 6・ 9・ 法律第 68 号
改正 平成 11・ 5・ 28・ 法律第 56 号
改正 平成 16・ 4・ 16・ 法律第 32 号
改正 平成 19・ 5・ 25・ 法律第 58 号

(目的)

第 1 条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 21 年勅令第 108 号）第 4 条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(活用についての配慮等)

第 4 条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(貸付けについての配慮)

第 5 条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるよう努めるものとする。

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第 6 条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 11 年 5 月 28 日法律第 56 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成 16 年 4 月 16 日法律第 32 号〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成 19 年 5 月 25 日法律第 58 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。〔後略〕

答 申 書
(案)

北海道公衆浴場入浴料金審議会

令和元年（2019年）8月〇日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 大原 昌明

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

令和元年（2019年）7月10日付け食衛第518号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	450円	440円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

近年では、自家風呂の普及が進み、道内の公衆浴場の利用者数は年々減少傾向にある。また、光熱費の値上げ、施設・設備の老朽化に伴う改修費用の増加などで、その経営環境は一層厳しさを増しており、施設数は減少の一途を辿っている。

こうした中、本審議会では知事からの諮問を受け、公衆浴場が衛生的で快適なサービスを提供できる、その適正な入浴料金について審議し、現状における厳しい経営環境や本年10月の消費税率引き上げによる影響等をかんがみた結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

一方で、公衆浴場を利用する地域住民の家計についても、同様に消費税率改定等による影響を受けることが予想され、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。そのため、公衆浴場業界においては、これまでも経営の改善等に努めてきたところであるが、引き続き、経営努力により営業経費を節減していくとともに、事業主の人件費を据え置く方針とした。

その結果、入浴料金は、大人料金を440円から450円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、今後、社会情勢の変化や、それに伴う物価の上昇等が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合には、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、地域の住民、特に自家風呂を持たない人々の日常生活に欠くことのできない施設であり、多くの人に入浴の機会を提供することで地域の保健衛生水準を維持するだけでなく、世代をこえた交流の場として、住民の心身の健康増進等に大きく寄与している。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」においては、このような公衆浴場が担う役割の重要性にかんがみ、地方公共団体に対し、公衆浴場の活用に適切な配慮をすること、また、公衆浴場経営者に対し、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって不可欠な存在であり、安全で良質なサービスの提供とともに、公衆浴場が担う社会的役割の重要性から安定した経営の継続が必要と考え、公衆浴場業界に対し、サービス内容の積極的なPR等により、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めることとともに、経費節減を図る効果的な方策についてより一層の検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保に向け、社会動向の変化や公衆浴場が地域に密接したものであることを十分認識し、施策を講ずるよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項		備考																														
		実態調査 結果 (令和元年5月)	推定																															
収入	入浴料金	1,031,958	1,057,966	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>1日平均 入浴客数</th> <th>営業 日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td></td> <td>89.6</td> <td>26</td> <td>450</td> <td>1,048,320</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td></td> <td>2.0</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>7,280</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> <td>1.3</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>2,366</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>92.9</td> <td></td> <td></td> <td>1,057,966</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	大人		89.6	26	450	1,048,320	中人		2.0	26	140	7,280	小人		1.3	26	70	2,366	計		92.9			1,057,966
	区分	項目	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額																												
	大人		89.6	26	450	1,048,320																												
中人		2.0	26	140	7,280																													
小人		1.3	26	70	2,366																													
計		92.9			1,057,966																													
営業外 収入		55,212	55,970	実態調査額+758円(経営努力)																														
合計	収益計	1,087,170	1,113,936																															
営業 費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)																													
		従業員	207,995	211,739	実態調査額×R1賃上げ率(101.8%)																													
	用水費	上水道料	9,270	9,489	実態調査額×(1+平均上昇率:0.5%)×消費税加算分																													
		下水道料	7,074	7,205	実態調査額×消費税加算分																													
	燃料費	135,774	140,117	○重油、灯油：実態調査使用量×R1平均単価(3ヶ月)×消費税加算分 重油：90,046円(1,115L×79.29円×消費税加算分) 灯油：3,893円(43L×88.90円×消費税加算分) ○ガス、廃油、廃材、その他：実態調査額×消費税加算分 [ガス：9,921円(ガス)+31,638円(廃油)+2,998円(廃材)+1,621円(その他)]																														
	光熱費	79,352	80,142	(実態調査額+燃料費調整額)×消費税加算分×97%(経営努力)																														
	消耗品費	17,833	17,488	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)×97%(経営努力)																														
	修繕料	21,379	20,966	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)×97%(経営努力)																														
	借損料	10,310	10,310	実態調査額																														
	備品費	4,247	4,165	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)×97%(経営努力)																														
	保険料等	7,025	7,025	実態調査額																														
	旅費及び交通費	810	800	実態調査額×消費税加算分×97%(経営努力)																														
	会費及び交際費	14,765	14,322	実態調査額×97%(経営努力)																														
	減価償却費	69,330	69,330	実態調査額																														
用	公租公課	39,437	30,845	○消費税以外：実態調査額[12,956円] ○消費税：入浴料金収入に係る消費税相当額×課税事業者割合 [{1,057,966円×10/110×(1-0.5)} ×0.372]																														
	支払利子	9,810	9,810	実態調査額																														
	その他諸経費	35,283	34,601	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.1%)×97%(経営努力)																														
	計	1,059,292	1,057,952																															
資本報酬		44,304	40,029	自己資本×10%																														
建物再調達費		17,260	15,955	建物評価額×5%																														
費用合計		1,120,856	1,113,936																															
収支差		-33,686	0																															